

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告に示すとおりとします。

ただし、調達案件の内容によっては、仕様等のすべてを入札公告等に掲載することができない場合があります。この場合は、入札公告等に示す方法で追加資料を受領又は閲覧してください。

なお、受領、提出、閲覧、現場確認等は、特に時間の指定がある場合を除き、開庁日※の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とします。

※ 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日
(他の規則により休館日等が定められている場合は、その休館日)を除く日

2 入札参加者に必要な資格

入札公告に示すとおりとします。

3 一般競争入札に係る一般的な事項

(1) 入札参加者は、入札公告、本説明書、別添契約書（案）等を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。この場合において、当該設計書等について疑義がある場合は、入札公告等に掲げる者に説明を求めることがあります。

ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者が負担してください。

(4) 入札参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

(5) この説明書において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

紙入札：長野県電子入札システムを利用せず、紙のみにより行う入札

4 入札の方法

(1) 入札参加者は、次のア～エの書類を別記2(1)のとおり提出してください。

なお、次の「5 代理人による入札」において委任状が必要な場合は、入札開始までに委任状を合わせて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 「2 入札参加者に必要な資格」に掲げる資格を有することを証する書類

ウ 当該入札に係る契約予定日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日を基準日とした「総合評定値通知書」又は「経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書」

エ 入札公告日から3ヶ月前の日以降に公布された「納税証明書」（県税について未納の徴収金のない証明書）の写し

(2) 前項について、別記2(1)にあたる期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

5 代理人による入札

入札参加資格者の代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

(1) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状（別紙様式2）を提出しなければなりません。ただし、入札参加資格の申請において代理人選任届の提出がされている者（以下「届済み代理人」という。）は、この限りではありません。

(2) (1)による委任状は、代表者又は届済み代理人を委任者としてください。

(3) 入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る入札参加者の代理人になることができません。

6 入札保証金

入札保証金とは、入札参加者があらかじめ長野県に納付する保証金をいい、落札者が契約を締結しない場合に、納付した保証金は県に帰属します。

(1) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、入札書提出時までに納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。

ア 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。

(2) 予算執行者は、一般競争入札申込書の提出があったときは、入札保証金の納付免除の有無を審査するものとし、納付が必要な入札参加者には、その旨通知します。なお、予算

執行者が審査に必要な時は、資料等の提出を求める場合があります。

- (3) (1) の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとします。
- (4) (1) の入札保証金の額又は担保の価額は、契約の種別により次の金額の 100 分の 5 に相当する金額以上とします。

ア 総価契約

見積もった金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）

イ 単価契約

見積もった単価（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）に予定数量を乗じて得た金額

ウ 複数単価契約

見積もった各単価（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）に予定数量を乗じて得た金額の合計額

- (5) 入札保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

ウ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時までに寄託してください。

- (6) 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、当該入札保証金等を還付します。また、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後にこれを還付します。

- (7) 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から 14 日以内に入札保証金を還付します。

- (8) 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとします。

また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合においては、(4) により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとします。

- (9) 入札保証金には、利子を付しません。
- (10) 入札保証金等の提出先は次のとおりとします。
- (郵便番号) 〒384-0301
- (所在地) 長野県佐久市臼田 2015
- (機関名) 佐久建設事務所
- (職氏名) 所長 井出 圭一

7 入札及び開札

(1) 入札書

ア 入札書の作成方法

入札参加者は、入札書を入札公告で指定された提出方法に応じて、作成してください。

入札書を提出する前であれば、入札申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

イ 紙入札の入札書

入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、提出してください。

ウ 作成にあたっての注意事項

入札金額は、工事等の総額について見積もるものとします。また、請負代金又は物品代金の前払いの有無、前払いの割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。

なお、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

また、契約種別が総価契約のものにあっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

(2) 入札書の提出

入札参加者は、公告にある入札日時に入札会場に出向き、直接入札書を提出してください。

上記以外の補法による入札書の提出については受理しません。

(3) 入札及び開札における留意事項

入札参加者は、入札及び開札にあたり次のものを持参してください。

- ア 1回目の入札書
 - イ 再度入札用の入札書（2回目用の1枚）
 - ウ 見積書（「10 隨意契約の実施」用の2枚）
 - ※ 入札書及び見積書は別紙様式3を使用してください。
 - エ 印鑑
 - オ 身分証明書（運転免許証、健康保険証、社員証等）
 - カ 委任状（代理人が入札する場合）
 - キ 入札保証金を現金で納付した場合は、その領収書
- 入札参加者は、入札開始後においては、入札場に入場することができません。
- 入札参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更または取り消しをすることができません。
- （4）工事費内訳書の提出
- 入札参加者又はその代理人は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければなりません。ただし、第1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、落札決定後に落札者は落札額に対する工事費内訳書を提出しなければなりません。工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければなりません。金額が一致していない内訳書及び積算金額を値引きした内訳書については不備がある内訳書として扱うものとします。ただし、積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は、有効として取扱うものとします。
- （5）開札
- 開札とは、入札書を開破し、落札者を決定することをいいます。
- 開札は、入札に引き続いて行います。
- 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札が終了するまで入札場を退場することはできません。
- 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

8 入札の取止め等

予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくは取止めことがあります。延期、取り止めについては、佐久建設事務所ホームページに掲載します。

9 再度入札

入札回数は2回とします。開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したものとみなします。

ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別に定める日時において再度入札を行います。

再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「10 隨意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

10 隨意契約の実施

再度入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者（複数単価契約にあっては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の入札者。以下見積においても同様とする。）から見積書の徴取を行います。

見積書の徴取は、最低価格の入札者（同額で2者以上の場合はその全員）

11 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のないものの提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書全部
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 工事名、工事箇所名がない又は重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
- (6) 記載した入札額と内訳金額の合計額が異なっている入札書
- (7) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（紙入札の場合）
- (8) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、および代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書（紙の入札書の場合）
- (10) 納付した入札保証金等の額が6（4）による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかったものの提出した入札書

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定

(1) 落札者は、契約の種別により次のとおり決定します。

ア 総価契約及び単価契約

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

イ 複数単価契約

有効な入札書を提出した者であって、次の各号を同時に満たす申し込みをした者を落札者とします。

(ア) すべての単価が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者であること。

(例えば、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者であっても、単価のうち一つでも予定価格を超えていた場合は、2つの要件を満たした者はいないことから、再度の入札となります。)

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、以下のとおりくじで落札者を決定する者とします。

直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定します。開札時に落札者を決定したときは、その場で落札者の決定を告げます。

(3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代わってくじを引き、落札者を決定する者とします。

(4) 契約の相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札とします。

(5) すべての案件について落札結果をホームページに掲載します。

(6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

13 契約保証金

(1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつ

ては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければなりません。ただし、次の各項目に該当するときは、これを納めないことができます。

ア 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約人が金融機関等とこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。

- (2) (1) の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げる者とします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとします。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上に義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する者とします。
- (5) 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として納付しなければなりません。
- (6) 契約保証金には利子を付さないものとします。

14 契約の締結

- (1) 入札公告に示す契約書は別添建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
- (2) 落札者は、落札した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。なお、落札者が遠隔地にある当特別の事情があときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (3) 紙による契約書の場合、契約書はまず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。なお、予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 電子契約を締結する場合、予算執行者は、落札者に電子契約サービスを利用して電子契約書の内容の確認依頼を行い、落札者は、電子契約サービスで内容を確認して問題がなければ同意を行うものとします。落札者が同意すると、予算執行者あてメールが送信されるので、内容を確認して同意することにより電子契約が確定します。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しません。

いものとします。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届け出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められたと￥場合はこの限りではありません。

15 その他

この入札説明書に定めのない事項は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年規則第2号）の規定によります。

別表

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額または登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以降の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証	金融機関の保証する金額又は左欄の保証事業会社が保証する金額